

写

資料 2-2

4ス 庁 第 1721 号  
令和 5 年 1 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長

スポーツ庁次長  
角 田 喜 彦

「地方スポーツ推進計画」の策定等に係る事務負担の軽減について  
(通知)

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、各地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参照して地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされています。

地方スポーツ推進計画の策定及び改定に当たっての配慮事項等については、「「地方スポーツ推進計画」の策定等について（依頼）」（平成 30 年 10 月 23 日付け 30 ス 庁 第 464 号スポーツ庁次長通知）等でお知らせしているところですが、今般、地方分権改革に関する提案募集において、地方スポーツ推進計画の策定等に係る負担軽減に関する提案があったことを踏まえ、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、その対応策を盛り込みました。

つきましては、地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減策について、下記のとおりお知らせしますので、よろしくお取り計らいください。

都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長においては、域内（指定都市を除く。）の市町村長及び市町村教育委員会教育長に対して、このことを周知いただくようお願いします。

## 記

地方スポーツ推進計画の策定及び改定に当たっては、例えば以下のように、地域の実情に応じたより負担の少ない方法をとることが可能です。

1. 必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることも可能であること。
2. 近隣の地方公共団体と協力して策定したり、複数の地方公共団体で共同策定したりすることが可能であること（都道府県と市町村で共同策定する場合を含む）。
3. 地方公共団体は国のスポーツ基本計画を参考とすべきであるものの、同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと。
4. スポーツ実施率をはじめとする数値目標の設定については、地方公共団体の判断に委ねられていること。
5. 未策定の市町村において今後計画策定を検討するにあたっては、都道府県からの指導助言に加えて、国としても直接丁寧に相談に応じること。

## 添付資料

### 【別添】関係法令等

#### 【本件連絡先】

スポーツ庁政策課企画調整室政策調整係

酒井

電話：03-5253-4111（内線 3936）

Mail : sseisaku@mext.go.jp

## 【別添】

### 関係法令等

#### ○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### ○令和4年の地方分権改革に関する提案（概要）

提案事項：地方スポーツ推進計画の廃止

提案団体：広島県、全国知事会等

具体的な支障事例：スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知（30ス庁第464号）によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。

#### ○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）

（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（14）スポーツ基本法（平23法78）

地方スポーツ推進計画（10条1項）については、以下のとおりとする。

- ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」（平30スポーツ庁次長）等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）、国のスポーツ基本計画（9条1項）は参考とすべきで

あるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

- ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。